

令和2年第4回 美里町農業委員会会議録

令和2年4月9日

令和2年第4回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 奥村 智 3番 永田末廣 5番 長木一美 6番 松村 新二
8番 吉坂 美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員

4番 善積 邦昭 7番 田中 豊

欠員 1名

事務局

事務局長 富永英司 書記 安達浩一 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後1時30分

事務局長 こんにちは、只今から令和2年第4回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第4条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は、4番 善積委員 7番 田中委員が欠席でございますが、美里町農業委員会会議規則第6条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、5番 長木委員 6番 松村委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号1から番号5について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第13号、番号1から番号5について続けて補足の説明を行います。番号1は、農業者年金での経営移譲年金で使用貸借を■■■■氏の娘さんと設定していましたが、平成29年2月26日で終了しており、今回は娘婿の至恒氏が平成27年に山梨県より帰郷されましたので経営継承者での申請をされました。続いて、番号2について説明いたします。番号2は、譲渡人は高齢でかつ町外在住であり農地の管理が困難であり、譲受人は、農業経営規模拡大のため双方合意により使用貸借権設定での申請をされました。続いて番号3について説明いたします。番号3は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営規模拡大のため、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続いて番号4について説明いたします。番号4は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営規模拡大と効率化を図るため、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。続いて番号5について説明いたします。番号5は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難であり、譲受人は農業経営規模拡大と効率化を図るため、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第3条第2項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号1から番号5補足の説明を終わります。それでは、議案第13号、番号1を議題とし内容の説明を5番 長木委員に求めます。

5番（長木委員）略

会長 以上で議案第13号、番号1の内容説明を終わります。

それでは番号1について、さっそくご審議をいただきます。

質疑ありませんか。

5番（長木委員）はい。使用貸借期間が平成29年2月26日で終了したが、農業者年金に影

響はあるのか。

事務局 影響はありません。

会長 他にありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 13 号、番号 2 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略

会長 以上で議案第 13 号、番号 2 の内容説明を終わります。それでは番号 2 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 2 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 13 号、番号 3 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます。

5 番（長木委員）略

会長 以上で議案第 13 号、番号 3 の内容説明を終わります。それでは番号 3 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 3 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 13 号、番号 4 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第 13 号、番号 4 の内容説明を終わります。それでは番号 4 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。
会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 4 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手
会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 13 号、番号 5 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます。

8 番（吉坂委員）略

会長 以上で議案第 13 号、番号 5 の内容説明を終わります。それでは番号 5 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 5 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって、議案第 13 号、番号 5 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 を議題とし内容の説明を 6 番 松村委員に求めます

6 番（松村委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 14 号 番号 1 資料 1 をご覧ください。この案件につきましては譲受人が自宅横の小屋の基礎部分が平成 28 年の豪雨により危険な状態であります。次のページをご覧ください。自宅下の申請地の部分に腰止めにサイロブロックを使用し土羽にて安定を図る計画であります。また、排水計画は自然浸透及び土水路が現在埋まった状態ですので、土砂をはぶき隣接側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われれます。なお、当該申請農地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続しており転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっております。申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 14 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

5 番（長木委員）はい。申請事由に法面保護用地とあるが転用後の地目は何か。

事務局 宅地になります。

会長 他にご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 14 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 5 番 長木委員に求めます

5 番（長木委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 14 号 番号 2 資料 1 をご覧ください。まず土地の選定理由ですが、個人住宅を目的に申請地を選定されました。また、譲渡人、譲受人は親子でありますので贈与での所有権移転となります。次に造成計画ですが、土地を整地する計画となっております。次に資料 3 をご覧ください。排水計画は生活雑排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、東側側溝に、雨水につきましては、自然浸透及び東側側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、住宅ローン仮審査終了のお知らせが添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続しており転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 14 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速議案第 14 号、番号 2 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 14 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可

分番号 3 を議題とし内容の説明を 8 番 吉坂委員に求めます

8 番（吉坂委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 14 号番号 3 資料 1 をご覧ください。■■■■番地が分筆されております。申請地の右の縦線を下に伸ばして 3 筆に分かれ申請地の上の部分から数字の 7 の部分は町道中郡線の拡張工事で用地買収は完了しており、申請地の部分が ■■■■番地となります。まず土地の選定理由ですが、個人住宅を目的に申請地を選定されました。次に造成計画ですが、10cm 程の土砂を入れ整地する計画となっております。次に資料 3 をご覧ください。排水計画は生活雑排水につきましては、合併浄化槽にて処理後、北側側溝に、雨水につきましては、自然浸透及び東側側溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、住宅ローン仮審査終了のお知らせが添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は 10ha 以上の広がりのある第 1 種農地ですが、申請地は集落に接続しており転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 14 号、番号 3 の内容説明を終わります。早速議案第 14 号、番号 3 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 3 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 14 号、番号 3 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 4 を議題とし内容の説明を 3 番 永田委員に求めます。

3 番（永田委員）略

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。まず土地の選定理由ですが理容室の来客用駐車場を目的に申請地を選定されました。次に 議案第 14 号 番号 4 資料 1 をご覧ください。申請地に宅地部分があるように見えますが、本日配布しました資料 4 をご覧下さい。申請地に宅地部分がかかっておりません。また、次ページは登記図面になり、■■■■番地は宅地外であります。なお、申請地の一部

がコンクリート舗装になっておりますので始末書を添付されております。また、排水計画は自然浸透並びに南側にある排水溝に流す計画となっております。次に、被害防除計画につきましては、周辺農地への日照等耕作への影響はないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。次に資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は砥用庁舎から 300m 内の第 3 種農地で転用申請には問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 14 号、番号 4 の内容説明を終わります。早速議案第 14 号、番号 4 のご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 14 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 4 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 14 号、番号 4 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画の決定について内容の説明を事務局に求めます。

事務局 略

以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 15 号の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 15 号、農業経営基盤強化促進法に基づく集積計画は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 賛成多数と認めます。よって議案第 15 号は原案どおり決定しました。その他となっておりますので、全員協議会に切り替えます。事務局何かありませんか？

事務局 略

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 2 時 3 5 分

美里町農業委員会会議規則第 1 3 条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印